

令和4年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年3月22日（火）

議 事 日 程（第4号）

令和4年3月22日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第3号ないし議案第30号
議員定数検討特別委員会報告
- 日程第 2 議案第31号 常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について
議案第32号 令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第33号 常陸太田市副市長の選任について
- 日程第 4 議案第34号 常陸太田市公平委員会委員の選任について
議案第35号 常陸太田市公平委員会委員の選任について
議案第36号 常陸太田市公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第37号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第38号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第39号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第40号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第41号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第42号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第43号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第44号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第45号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第46号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第47号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第48号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第49号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第50号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第51号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第52号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第53号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第54号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
議案第55号 常陸太田市農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議員提案第2号 常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（討論・採決）
日程第 2 議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号（提案理由説明・採決）
日程第 3 議案第 3 3 号（提案理由説明・採決）
日程第 4 議案第 3 4 号ないし議案第 3 6 号（提案理由説明・採決）
日程第 5 議案第 3 7 号ないし議案第 5 5 号（提案理由説明・採決）
日程第 6 議員提案第 2 号（提案理由説明・討論・採決）
日程第 7 所管事務調査及び閉会中の継続調査
-

出席議員

1 4 番	川 又 照 雄 議 長	5 番	藤 田 謙 二 副議長
1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
6 番	深 谷 渉 議 員	7 番	平 山 晶 邦 議 員
8 番	益 子 慎 哉 議 員	9 番	菊 池 伸 也 議 員
1 0 番	深 谷 秀 峰 議 員	1 1 番	高 星 勝 幸 議 員
1 2 番	成 井 小太郎 議 員	1 3 番	茅 根 猛 議 員
1 5 番	後 藤 守 議 員	1 6 番	黒 沢 義 久 議 員
1 7 番	高 木 将 議 員	1 8 番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八千代 教 育 長
加 瀬 智 明 政策推進室理事	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市民生活部長
柴 田 道 彰 保健福祉部長	根 本 勝 則 農 政 部 長
中 野 亘 商工観光部長	古 内 宏 建 設 部 長
柴 田 雅 美 会 計 管 理 者	畠 山 卓 也 上下水道部長
大 関 正 幸 消 防 長	武 藤 範 幸 教 育 部 長
榑 一 行 農業委員会事務局長	岡 田 和 也 秘 書 課 長
高 木 道 安 総 務 課 長	井 坂 光 利 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	富 田 弘 明 次長兼議事係長
秋 山 弘 行 総 務 係 長	

午前 10 時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。8 番益子慎哉議員、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

○川又照雄議長 日程第 1、委員長報告を行います。

議案第 3 号から議案第 30 号まで、以上 28 件を一括議題として、各常任委員会及び予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び予算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長、菊池伸也議員の報告を求めます。9 番菊池伸也議員。

〔総務委員長 菊池伸也議員 登壇〕

○総務委員長（菊池伸也議員） おはようございます。

令和 4 年第 2 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第 110 条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の制定 1 件、条例の一部改正 3 件、関係条例の整備 2 件、補正予算 1 件について、3 月 10 日、市長、教育長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第 4 号常陸太田市公平委員会設置条例の制定について、議案第 5 号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 6 号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第 7 号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について……。

○川又照雄議長 ただいま 8 番益子議員が出席されました。

○総務委員長（菊池伸也議員） 議案第 11 号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備については、いずれも質疑なく、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 11 号は採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

裏面にまいります。

次に、議案第 12 号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員より、現行の指定代理納付者制度と指定納付受託者制度の違いについての質疑があり、執行部より、指定代理納付者制度とは、個人が直接納めるのではなく、クレジットカード会社等が中間に入っている代理納付する制度であり、また、指定納付受託者制度とは、地方公共団体の歳入の

納入方法について、スマートフォンアプリ等を利用した決済を柔軟に活用できる制度であり、指定納付者受託者制度へ移行することに伴い、全ての納入方法に対応可能との答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第13号）については、委員より、森林整備意向調査委託料1,645万円を減額した理由についての質疑があり、執行部より、森林整備意向調査の実施について、当初予算では、森林所有者全員に意向調査票を一般郵便で郵送し、回答がない方に対し、委託業者が電話や直接自宅への訪問等により回答を促すこととしていたため、人件費がかさむ方法であったが、実施の段階で、意向調査票の郵送を簡易書留で行い、確実に調査票を受け取った方のみ電話や訪問等により回答を促す方法に変更するなどの業務内容の改善と併せて、全体の積算歩掛の見直しを行ったため、委託料が減額となったとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 次、文教民生委員長、高木将議員の報告を求めます。17番高木将議員。

〔文教民生委員長 高木将議員 登壇〕

○文教民生委員長（高木将議員） 令和4年第2回常陸太田市議会定例会において、文教民生委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正1件、条例の廃止1件、補正予算2件について、3月11日、市長、教育長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第3号常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、委員より、今回設置された基金の活用について質疑があり、執行部からは、今回の条例制定の背景として、市内の風力発電事業者からご寄附いただいた資金を有効活用するため財源確保を図るもので、設置した基金については、事業の推進にご賛同いただける方からの寄附金の受皿として活用してまいりたいとの答弁でありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正については、委員より、今回の条例改正の国民健康保険料について、未就学児の均等割を5割減額し、その財源は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1とすることが明示されているが、新年度予算での未就学児の人数について質疑があり、執行部からは、148人を見込んでいるとの答弁がありました。

質疑終了後、今回の国民健康保険税の税率改正については、急激な負担増とならないよう、3年間の激変緩和措置として、均等割の軽減を図るために基金を活用していくことに対しては賛成

であるが、基金活用がなくなる令和7年度から本則課税となり、被保険者の大幅な負担となっていくことから、今回の条例の一部改正については反対するとの発言があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号常陸太田市高倉交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、特に質疑、討論がなく、議案第13号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、委員より、令和3年度の特定健診の受診状況について質疑があり、執行部からは、受診者数については、本年度当初3,700人を見込んでいたが、3,000人程度となる見込みである。また、受診率は、2月末概算で43.5%であり、目標55%に対して79%の達成率となっているとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員より、地域密着型介護サービス給付費5,848万円の減額の理由について質疑があり、執行部からは、令和3年4月にデイサービス事業所1か所が廃止されたことや、デイサービス利用件数を6,000件と見込んでいたところ、約900件減となったことから減額補正するものであるとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教民生委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○川又照雄議長 次、産業建設委員長、益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔産業建設委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○産業建設委員長（益子慎哉議員） おはようございます。

令和4年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の一部改正2件、工事等委託契約の一部変更1件、市道路線の廃止1件、市道路線の変更1件、市道路線の認定1件、補正予算2件について、3月14日、市長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催しました。

初めに、議案第9号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員より、条例改正により西金砂そばの郷の4施設が廃止されるが、簡易宿泊施設のこれまでの利用状況についての質疑があり、執行部より、簡易宿泊施設は平成8年に設置され利用されたが、平成22年以後は田舎暮らし体験居住及び地域おこし協力隊の居住として利用。しかし、平成24年度に管理していたJAが旅館業の廃止届を提出したことにより、宿泊施設としての利用を終え、その後地域おこし協力隊の居住と

して利用してきたが、平成29年以後は施設の利用がなく、施設の老朽化により令和4年度に施設を解体する予定であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員より、市営住宅の募集状況や入居率についての質疑があり、執行部より、市営住宅の申込み状況に関しては、定期募集及び随時募集という形で申込みをいただいている状況である。定期募集については、奇数月、年6回募集をかけ、また、随時募集については、用途廃止に伴い、入居の方々についてはただいま調整している状況である。入居率については、令和3年度2月末の状況であるが、入居率は83.06%となっているとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号市道0139号線工事等委託契約の一部変更について、議案第15号常陸太田市道路線の廃止について、議案第16号常陸太田市道路線の変更について、議案第17号常陸太田市道路線の認定については、いずれも質疑がなく、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号令和3年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員より、議案説明時に、新型コロナの影響により半導体等の資材が入らず、瑞竜浄水場送水ポンプ設置更新工事の排水ポンプの制御盤等の納品ができないとの説明であったが、今後の見通しについて質疑があり、執行部より、現在、半導体や樹脂などの部材不足の今後の見通しについては、請負業者や製造メーカーからは、今後もしばらく機材の調達が困難な状況が続くと見込まれて、具体的な製品の納品予定は示せない状況であるが、今回の瑞竜浄水場送水ポンプ設備更新工事は、老朽化により保守的な更新をするためのものであるため、製品の納品が遅れた場合でも、継続稼働できる状況にあるとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）については、特に質疑、討論なく、議案第22号は、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上が、産業建設委員会の調査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○川又照雄議長 次、予算特別委員長、高木将議員の報告を求めます。17番高木将議員。

〔予算特別委員長 高木将議員 登壇〕

○予算特別委員長（高木将議員） 予算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和4年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第 23 号令和 4 年度常陸太田市一般会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 24 号令和 4 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 25 号令和 4 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 26 号令和 4 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 27 号令和 4 年度常陸太田市水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 28 号令和 4 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

次のページにまいります。

議案第 29 号令和 4 年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 30 号令和 4 年度常陸太田市下水道事業等会計予算について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 次に、令和 3 年 12 月定例会において設置されました議員定数検討特別委員会の経過並びに結果について、議員定数検討特別委員会、深谷渉委員長の報告を求めます。6 番深谷渉議員。

〔議員定数検討特別委員長 深谷渉議員 登壇〕

○議員定数検討特別委員長（深谷渉議員） 議員定数検討特別委員会委員長の深谷渉でございます。議長のお許しをいただきましたので、議員定数検討特別委員会の経過並びに結果につきまして、お手元に配付してございます報告書の朗読をもってご報告させていただきます。

令和 3 年第 4 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、下記のとおり調査が終了いたしましたので、常陸太田市議会会議規則第 110 条の規定によりご報告いたします。

1、調査事件。常陸太田市議会の議員の定数について。

2、経過。令和 3 年 12 月定例会において、常陸太田市議会議員の定数について調査研究を行うため、9 人を委員とする議員定数検討特別委員会が設置されました。本委員会の運営に当たりましては、基本的な考え方の意識合わせを行い、令和 4 年 3 月定例会で最終報告できるよう進めていくことを確認いたしました。第 2 回目以降の委員会では、全委員が様々な視点、論点から総合的かつ慎重に審査・検討を重ね、最終的に定数を削減するとの結論に至りました。さらに、議員の定数を定める条例の一部改正（案）についての確認を行い、3 月定例会最終日に最終報告及び議員提案を行い、本特別委員会を終了すべきものであると決したところでございます。

3、調査結果。本市を取り巻く情勢は、地方税の減収や合併算定替えの終了による地方交付税の減少、さらに、本市の人口については、国立社会保障・人口問題研究所において、2060 年

には約1万8,000人まで減少が進むと推測されており、実際に、本市における令和元年度の人口ビジョンの推計をはるかに超えるスピードで減少するなど、これまでにない大変厳しい状況にあります。

審議では、各委員がこうした状況を踏まえ、円滑かつ効率的で充実した審議が行える議会運営を目指すことが、真に市民の負託に応えることになるという観点から、市議会基本条例第4条第2号に規定する議員の活動原則、自らの質を高める不断の研さんによって市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい行動を行うことが最も大事であるとの認識を共有いたしました。

その上で、本市における直近の人口減少の推移、本年の改選時の想定人口、主な財政指標等による県内全市町村の決算状況から見た本市の財政状況に置かれた位置、本市が含まれる全国類似団体69自治体の一般会計における議会費の構成比や議員1人当たりの人口、面積、予算等の比較分析、そして、2024年までの本市の財政計画等の資料を参考に、様々な視点から審議してまいりました。

各委員からは、厳しい財政状況や想定をはるかに超える人口減少のスピードを議会としても考慮し、1名から2名は削減する必要があるとの意見が出された一方、県内一広い面積を有し、定数削減は市民の意見が反映されにくくなる。全国の類似団体等の状況を見ても、現時点では定数を削減しなければならない状況にはない。定数条例を改正した場合、選挙までの期間が短いのではないかなどの多岐にわたる意見が出されました。

最終的に、本市を取り巻く厳しい情勢の考え方では一致を見ましたが、現状維持の意見と1人削減の意見に分かれたため、採決の結果、本委員会としては、定数を1人削減の17人とし、次の一般選挙から適用するとの結論に達した次第でございます。

最後に、これまで真摯に取り組んでいただいた委員各位に深く感謝申し上げ、議員定数検討特別委員会の最終報告といたします。議員各位のご理解をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議員定数検討特別委員会の最終報告といたします。

○川又照雄議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

議案第7号、議案第8号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、以上5件について討論の通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第23号令和4年度常陸太田市一般会計予算について、議案第25号令和4年度常

陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正についての5議案に対して、反対の立場から討論を行います。

2022年度の政府予算案は、一般会計の総額が107兆5,964億円で、過去最大だった前年度予算をさらに上回る大規模なものとなっております。新型コロナウイルス感染症対策予備費は、前年度同額の5兆円が計上されており、この予備費を除いた額でも前年度を上回っています。

さらに、この予算案の閣議決定に先立って、12月20日に21年度補正予算が成立しております。この補正予算を見ますと、歳出歳入の追加額が35兆9,895億円という、1回の補正予算としては過去最大規模となっております。追加歳出の中には、22年度に繰り越されて執行されるものが多数含まれております。政府は、この補正予算と22年度予算を合わせて、16か月予算と位置づけております。

岸田内閣のコロナ対策は、感染拡大の危機を直視せず、成り行き任せと言ってもいいようなコロナ対策は全く不十分な上、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たく、危険な予算案となっていると言えます。この危険な予算案とは、敵基地攻撃能力の保有、国防費の対GDP比2%など、安倍政権や菅政権でさえ言えなかった内容にまで公然と踏み込んで、大軍拡路線を進めようとしている予算案だということです。

こうした下で、国民、住民の命と暮らしを守る地方自治体の役割の発揮が強く求められていると思います。

私は、2年以上にわたる新型コロナウイルスから、住民の暮らしと福祉、生業、安全を守る立場で新年度予算を審査してきました。

最初に、議案第23号令和4年度常陸太田市一般会計予算についてです。

歳入で、個人市民税は前年度予算額より1億4,110万1,000円の増、6.8%の伸びを見込んでおります。法人市民税も1,000万円ほどの増となっておりますけれども、前年度は新型コロナウイルスの影響を大きく見て予算額を低く計上したため、本年度、増額となっていると思います。

長期間続いているコロナの感染拡大は、依然として市内産業への影響は大きく、疲弊しています。個人収入も落ち込み、市民生活は一層厳しい状況にあります。何よりも、新型コロナウイルス感染拡大への対策をしっかりと行って、市民生活への支援、市内事業者への支援が求められております。

これまでも要望してきましたが、感染拡大防止のために、一般市民や12歳未満の子どもへのPCR検査の実施が行われてきましたが、無症状者を保護するためには、市民誰もがいつでも無料でPCR検査が受けられるような対策を講じてほしいと、このことを要求いたします。

子育て支援では、保育園の保育料の軽減や幼稚園・保育園等の給食費の無料化、市立小中学校の給食費の2分の1軽減、また、新たに、通学定期券購入助成を太田第一高校附属中学生も追加するなど、これらの事業には評価いたします。

また、衛生面では、65歳以上を対象とした胃がん、大腸がんの無料化や、高齢者へのフレイ

ル予防のための支援、土木費の内水被害対策に排水ポンプの整備、木造住宅等建築助成等の助成金額の拡充、瑞竜霊園の規格墓地、共同墓地等の策定など、住民要望の反映として、これらの事業も評価いたします。

さらに、コロナ禍から市民の命と暮らし、営業を支えるために、積極的な財政調整基金による暮らし応援の施策を求めたいと思います。

デジタル化推進のための事業予算 6 億 9 2 4 万 2, 0 0 0 円、計上されております。行政事務効率化事業や市民サービス等のデジタル化推進事業等、各事業が計画されております。

施政方針では、時流を先取りした市政の展開を図ってまいりますとあります。政府が成長戦略の柱に位置づけているのがデジタル化で、その目玉が 1. 8 兆円のマイナポイント第 2 弾です。これとは別に、普及予算として補正に 3 4 6 億円、当初予算に 1, 0 6 5 億円が計上されています。国民、市民は、マイナンバーカードによって監視され、国民の個人情報が大企業などのもうけの種にされかねません。

政府は、2 2 年度中の全国民取得を目標に、過去、莫大な血税を湯水のように投入しています。本市のマイナンバーカード普及促進に、出張申請サポート事業やマイナンバーカード交付支援事業として交付を行う職員の配置などを行っています。デジタル化の流れに乗り、国が強引に推し進めるマイナンバーカードの普及によって、国民、市民が必要としないマイナンバーカードの普及に多数の税金を使っています。制度への固執はやめるべきです。また、取得を望まない市民の意思と意向を全面的に保障することを求めます。

公共交通次世代技術導入事業として、令和 5 年度の東部地区一部開業に合わせて、自動運転車両及びキックボードの実証実験の実施のための委託料、約 5, 0 0 0 万円が計上されておりますが、私も、今、世界でもこの電気自動車が進んでおりますし、CO₂を輩出しない電気バス、これを使用すると、このようにありますけれども、まだまだ東部地区の全体像がつかめず、この事業の価値が見えません。事業の検討を求めたいと思います。

J T 跡地活用事業として、移住・定住を促進するため、住宅用地として J T 跡地を活用するため、活用に係るプロポーザルを実施するとあります。予算特別委員会の審議の中でも要望しましたが、舞鶴城跡の発掘調査を行ってきており、歴史的建造物の跡を何らかの形として残してほしいと思います。関係者団体の意見を十分聴取しながら、施政方針の中でこのように答えておりますが、要求に沿った対応を求めたいと思います。

原子力災害対策事業として 8 1 8 万 8, 0 0 0 円、この予算は、原子力広報対策費補助金による事業です。原発の過酷事故が起きれば、安全に避難することなど不可能なことです。東海第二原発の再稼働問題に関して、老朽化した原発であり、人口密集地にある。また、実効性のある避難計画は到底つくれない。こうしたことを踏まえて、私は、これまでも発言しておりますが、再稼働ストップ、廃炉へ進むことが一番安全な道だと、このように思います。東海第二原発再稼働ストップを求めます。

市道 0 1 3 9 号線の工事について、はたそめ団地内を通り抜けることに対して、住民からは他のルートでの声が上がっているのは承知のとおりです。住民の合意の下で進められるよう求めま

す。

新年度，SDGs，またジェンダー平等，こうした施策の促進を求めたいと思います。

その他，意見，要望などありますが，これぐらいにとどめて以上といたします。予算の審査の中でも述べているとおりです。

最後に，まちづくりでは，住民合意を最優先に，合意が得られるまで丁寧に進める姿勢を貫いてほしいと，このことを求めたいと思います。

議案第25号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

75歳の誕生日を迎えると，現役被用者も国保加入者も，後期高齢者医療へ移行しなければなりません。

歳入の保険料は，前年度予算額より1,689万7,000円の増，歳出の広域連合会納付金は，前年度予算額より2,209万7,000円の増で，団塊の世代の後期高齢者医療への移行が増えております。

75歳以上の被保険者の人口が増えて医療給付費が増えれば，自動的に保険料が上がる仕組みになっており，制度開始以来，高齢者の負担増に歯止めがかかりません。

2022年度は，税率引上げの改正はありませんでしたが，高齢者が安心できる老後を保障する制度とは言えない。この制度の廃止を強く求め，反対いたします。

次に，議案第26号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計予算についてです。

施行22年を経過した介護保険制度の基準保険料は，3年に一度の見直しのたびに値上げが続いてきましたが，第8期の2021年度から23年度，3か年の基準保険料は，基金の取崩しを行って7期計画の保険料と同額となっております。

歳入の介護保険料は，被保険者の増が見込まれ，前年度予算額より1,064万3,000円の増となっております。

歳出では，介護サービスの柱である居宅介護サービス給付費が前年度予算額より1,336万5,000円の減額，施設介護サービス給付費が，同じく2,154万5,000円の減額，地域密着型介護サービス給付費が，同じく3,530万1,000円の減額で，合わせると7,021万1,000円の大きな減額となります。

地域密着型通所介護など小規模な施設の介護サービスや，認知症の方向けのグループホームなどでのサービスが受けられるような施設の整備を求めます。

保険給付費の中で，必要な介護サービスが利用できるよう，サービスの充実と利用料の負担軽減を求めます。

包括的支援事業や，在宅介護者リフレッシュ事業など任意事業，スクエアステップ運動，水中運動教室などの一般介護予防事業など，介護予防のための事業の推進に，社会福祉協議会や専門家の方々の協力，また，連携を図りながら，一つひとつの事業を確実に進めていただきたいと思います。

介護保険制度は，国の度重なる制度改正によって，利用者には負担増と給付削減が続けられています。原則1割の利用負担の一部が2割，3割と引き上げられ，昨年10月からは，補足給付

の見直しが行われ、所得区分によって、所得の高い人は、食事代が月2万2,000円の引上げとなるなど、自己負担が増えています。公費負担を増やして、介護保険利用料の負担軽減を求めます。また、国の責任で、必要な介護サービスが保障され安心して利用できる介護保険制度にしていくことを求めます。

議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。

条例改正の概要によれば、公務員における期末勤勉手当の支給月数と民間の月数との間に差があることを踏まえ、期末手当の支給月数を改正する。また、改正が見送られた令和3年度分の引下げに相当する額について、令和4年6月に支給する期末手当において減額する特例措置を講ずるとあります。

今回の人事院勧告で、一般職員の給与は、令和3年度分の平均で年額5万3,000円の減額、令和4年度分は平均で年額5万5,000円となり、565人の職員が、令和4年度に平均10万8,000円の減額となります。再任用職員は、平均で年額2万9,000円の減額となります。民間の賃金下がったための、公私格差是正措置です。

官民の給与引下げ競争は負のスパイラルを生み出し、このまま続けていけば、さらなる内需の冷え込みと景気の後退を招きます。

労働者の賃金が上がらない一方で、大企業の内部留保は、2022年度は484億円に膨らみ、9年連続で増え続け、役員報酬や株主配当も増え続けています。

公務員は、自らの利益、職場の利益だけでなく、社会全体の利益を守ることに従事しております。また、現在、コロナ対策にも奮闘されております。私は、それにふさわしい賃金、待遇が求められると思います。

今必要なのは、正規雇用を増やして、最低賃金の引上げを行い、景気を下支えすることです。それに反する人事院勧告には反対です。市職員の給与に関する条例の一部改正の議案には、反対をいたします。

なお、議案第7号には、特別職の条例の一部改正も一緒に提案されておりますが、特別職、議員も対象となりますが、この期末手当の減額については、反対するものではありません。

議案第8号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

2022年度から、令和4年度から、県主導により県内全市町村の国保税の算定方式が2方式に移行します。本市は、4方式から2方式に算定方式が変わります。改正税率は、所得割が現行9.30%が改正で11.7%に、均等割が現行2万4,500円が改正6万4,200円になり、税率が大きく引上げとなります。

また、国の制度として、未就学児対象の子ども均等割減免が2分の1に。また、県は、20歳未満の加入人数に応じて、特別交付金、県全体で5億円、1人当たり約7,000円を市町村に配分します。この県の国保特別交付金は、2方式の統一によって、多子世帯の、子どもの多い世帯の負担が重くなることによる軽減策として創設されるものですが、交付金の活用については、子どもの税額軽減等に向けた支援だが使途の制限はなく、市町村の実情を踏まえて活用できる交付

金となっております。

本市の国保税の税率が大きく引上げとなる条例の一部改正には、反対いたします。

今後の国保税の大幅な引上げを抑制するため、本市では、2021年度決算見込みで、約7億5,000万円の積立ての基金を活用して、2022年度から2024年度の3年間、均等割を軽減する対策を取りますが、軽減割合を段階的に、2分の1、3分の1、6分の1と、年度ごとに減少させ、4年目の2025年度は、軽減割合をゼロとした改正税率どおりの課税額となります。

この均等割の軽減は、国の未就学児を除いた被保険者全員に均一に軽減されるため、2022年度は約82.3%の世帯が減額となりますので、基金を活用した負担軽減策については、賛成です。

したがって、2022年度、令和4年度の国保会計予算については賛成ですが、議案第8号の税率の大きな引上げによる条例の一部改正については、反対します。

2方式によって、多子世帯、多人数世帯の負担増にならないような対策を求めます。また、国に対して、子ども均等割減免の対象年齢の拡大と、国庫負担の抜本的増額を求めていると思います。

市独自の一般会計からの法定外繰入の中止、縮減には反対します。

以上、5件の議案に反対し、討論いたします。長時間ありがとうございました。

○川又照雄議長 次、議案第23号から議案第30号まで、以上8件について討論の通告がありますので、発言を許します。17番高木将議員。

〔17番 高木将議員 登壇〕

○17番（高木将議員） 予算特別委員長の高木将です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、3月16、17日の2日間に審査をいたしました議案第23号から議案第30号までの令和4年度一般会計及び特別会計、公営企業会計予算、計8件について、原案賛成の立場から討論いたします。

国においては、一般会計総額が10年連続で過去最大を更新し、107兆5,964億円に上る令和4年度予算案が2月22日衆議院を通過し、年度内成立が確実となりました。昨年12月に成立した補正予算と連動させ、16か月予算として、成長と分配の好循環を実現するために、切れ目ない支出を行う内容となっており、4年連続で100兆円の台を突破したものであります。新型コロナウイルスの感染再拡大に機動的に対応するための予備費も、不測の事態に備えるため、昨年度に続き5兆円計上されておりますが、一日も早く収束することを願っているところでもあります。

さて、議会における予算の審査に当たりましては、議長を除く全議員による予算特別委員会で行い、これまで以上に広く客観的に市民の目線に立ち、公平な立場で審議をしてまいりました。

その結果、本市の令和4年度予算編成においては、新型コロナウイルス感染症の影響や、少子・高齢化に伴う扶助費の増加、さらには公共施設の老朽化に伴う維持・補修経費の増加が見込まれるなど、例年以上に厳しい財政状況に対し、限られた財源を効果的に活用するため、各事業の費用対効果を精査、検証し、健全な財政運営を念頭に置いた予算の編成に当たられたことは最大限

評価すべきであり、執行部のご努力に敬意を表する次第であります。

令和4年度一般会計当初予算は247億7,000万円と、前年度当初より2,200万円、0.1%の増となっております。今年は、第6次総合計画の後期基本計画の初年度であり、本計画に位置づけた重点施策及び第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、少子化人口減少対策アクションプランに位置づけた具体的な施策を着実に進めていくとともに、安心安全なまちづくり、健康で快適な市民生活の実現、少子化人口減少対策、活力ある産業づくりの4つの項目に重点的に取り組む予算内容となっております。

さらに、SDGsアクションとして、CO₂排出削減対策のカーボンニュートラル推進事業や、防災行政無線のデジタル化をはじめとする各種デジタル化推進事業の取組など、時流を先取りし、事業の選択と集中を基本とし、将来にわたる持続可能な財政運営の確立を心がけた市民本位の予算編成と言えるものであると考えております。

また、特別会計は、3会計で総額122億1,249万4,000円。公営企業会計は、3会計で総額60億9,283万9,000円。各会計の予算を全て合計いたしますと、430億7,533万3,000円で、一般会計、特別会計、公営企業会計予算、それぞれにおいて、安定した事業運営が図られるよう計上されており、引き続き、本市の将来像、「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち常陸太田」の実現を目指して、市民の要望に応えた各種事業が積極的に展開されようとしているところでございます。

結論といたしまして、議案第23号から議案第30号までの令和4年度一般会計及び特別会計、公営企業会計予算の計8件については、市民ニーズを的確に反映した適切な予算となっておりますことから、議員各位のご理解とご賛同をいただきまして、予算特別委員会における採決の際と同様に原案のとおり可決されますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○川又照雄議長 以上で討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第4号常陸太田市公平委員会設置条例の制定について、議案第5号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第6号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上4件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第6号まで、以上4件については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給

与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第7号については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第8号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第8号については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第11号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備について、議案第12号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第13号常陸太田市高倉交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第14号市道0139号線工事等委託契約の一部変更について、議案第15号常陸太田市道路線の廃止について、議案第16号常陸太田市道路線の変更について、議案第17号常陸太田市道路線の認定について、議案第18号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第13号）について、議案第19号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第20号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第21号令和3年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第22号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）について、以上14件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第22号まで、以上14件については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第23号令和4年度常陸太田市一般会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第23号については原案可決することに決

しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第25号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第25号については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第26号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第26号については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号令和4年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第28号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、議案第29号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について、議案第30号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算について、以上4件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第30号まで、以上4件については原案可決することに決しました。

日程第2 議案第31号及び議案第32号

○川又照雄議長 次、日程第2、議案第31号常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について、議案第32号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第31号は、常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷の指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするのでございます。

初めに、これまでの経過についてご説明いたします。

当該施設の指定管理者の選定に当たりましては、本年1月21日開催の市議会全員協議会においてご報告申し上げましたとおり、公募による指定管理者の選定において、施設を適切に管理運営できる見込みができる応募者がなかったことから、今後の方向性として、非公募により、市が出資いたします第三セクターでございます株式会社水府振興公社を指定管理候補者とする事とし、指定管理期間は、今後の運営状況を見守るため、令和4年度1年間とし、また、指定管理料につきましては、候補者からの申請を受け、その内容を審査し、決定することとしたところでございます。

以上のことを踏まえまして、去る3月9日に、市の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、指定管理予定者の選定を行ったところでございます。

内容につきましては、お配りいたしました別紙資料によりご説明いたします。

お手元に配付のA4縦長の資料、令和4年第2回市議会定例会議案第31号資料、常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定についてをご覧願います。

1の施設の名称は、常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷でございます。

2の募集方法でございますが、非公募によるものでございます。

3の選定に当たりましては、市の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、ここに記載の審査基準5項目に基づきまして選定を行ったものでございます。

4の指定管理予定者は、株式会社水府振興公社でございます。

5の指定期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

6の指定管理料でございますが、公募の当初におきましては、指定管理期間を3年間とし、今後の段階的な収入増を見込みまして、1年目を2,460万円、2年目を2,020万円、3年目を1,520万円の合計6,000万円を限度額としていたところでございます。

このたびの指定管理料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市からの提示はせず、候補者からの申請により、その内容を審査の上、決定することといたしました。候補者からは、温浴施設の主な燃料であります灯油価格の高騰などにより、光熱水費の増加分を加味いたしました2,200万円での提案があり、審査の結果、妥当と判断いたしまして、決定したものでございます。

7の主な実績及び8の財政状況につきましては、後ほどご覧おきます。

議案第31号は、以上でございます。

続きまして、別冊横長の議案書、令和4年第2回常陸太田市議会定例会追加議案、補正予算書をご覧いただきます。

1枚おめくり願います。

議案第32号は、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正の内容でございますが、ただいま議案第31号でご説明いたしました西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷の指定管理に係る予算措置でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,200万円を追加し、総額を247億9,200万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。最後のページになります。

歳入でございます。

19款繰入金の補正につきましては、今回の補正財源として、財政調整基金からの繰入金2,200万円を追加するものでございます。

7ページをご覧願います。

歳出でございます。

6款1項4目観光費の補正につきましては、西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷の指定管理料といたしまして2,200万円を計上するものでございます。

議案第31号及び議案第32号に係る説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号、議案第32号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、議案第32号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について、議案第32号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について、以上2件については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、議案第32号、以上2件については原案可決することに決しました。

日程第3 議案第33号

○川又照雄議長 次、日程第3、議案第33号常陸太田市副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 常陸太田市副市長の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第33号は、常陸太田市副市長の選任についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市副市長に田中慈和氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、住所につきましては、現在、県外在住となっておりますが、ご同意をいただきますれば、本市に居住することとさせていただきます。

略歴につきましては、2ページにお示ししてございますので、ご参照いただきたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号常陸太田市副市長の選任については、原案同意することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号については原案同意することに決しました。

日程第4 議案第34号ないし議案第36号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第34号から議案第36号までの3件、常陸太田市公平委員会の委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 常陸太田市公平委員会委員の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

追加議案書の3ページをお開き願います。

議案第34号は、常陸太田市公平委員会委員の選任についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市公平委員会を令和4年4月1日をもって設置することに伴い、立川俊六氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、略歴につきましては、4ページにお示ししてございますので、ご参照をいただきたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、5ページをお開き願います。

議案第35号は、常陸太田市公平委員会委員の選任についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市公平委員会を令和4年4月1日をもって設置することに伴い、菊池拓夫氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、略歴につきましては、6ページにお示ししてございますので、ご参照をいただきたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、7ページをお開き願います。

議案第36号は、常陸太田市公平委員会委員の選任についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市公平委員会を令和4年4月1日をもって設置することに伴い、後藤直樹氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、略歴につきましては、8ページにお示ししてございますので、ご参照をいただきたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第３４号常陸太田市公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３４号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第３５号常陸太田市公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３５号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第３６号常陸太田市公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３６号については原案同意することに決しました。

日程第５ 議案第３７号ないし議案第５５号

○川又照雄議長 次、日程第５、議案第３７号から議案第５５号までの１９件、常陸太田市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 常陸太田市農業委員会委員の任命について、ご提案を申し上げます。

追加議案書の９ページをお開き願います。

議案第３７号から４５ページの議案第５５号までの１９件につきましては、常陸太田市農業委員会委員の任命についてでございます。一括してご提案を申し上げます。

提案理由でございますが、常陸太田市農業委員会委員が任期満了となりますので、その後任委

員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

ここで、大変恐縮ではございますが、各議案におきましては、ご氏名のみのご提案とさせていただきますと存じますので、ご了承をいただきたいと思いますをお願いいたします。

なお、略歴につきましては、各議案の次のページにお示ししてございます。ご参照をお願いしたいと存じます。

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第37号は、西野信一氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

11ページをお開き願います。

議案第38号は、前沢孝一氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

13ページをお開き願います。

議案第39号は、鈴木實氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

15ページをお開き願います。

議案第40号は、井上佳之氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

17ページをお開き願います。

議案第41号は、綿引敏廣氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

19ページをお開き願います。

議案第42号は、菊池正喜氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

21ページをお開き願います。

議案第43号は、武藤照昭氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

23ページをお開き願います。

議案第44号は、篠原徹氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

25ページをお開き願います。

議案第45号は、東山豊氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

27ページをお開き願います。

議案第46号は、武藤貞一氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

29ページをお開き願います。

議案第47号は、檜山栄子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

31ページをお開き願います。

議案第48号は、根本恵子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

33ページをお開き願います。

議案第49号は、和田範政氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

35ページをお開き願います。

議案第50号は、関一壽氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

37ページをお開き願います。

議案第51号は、中嶋孝氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

39ページをお開き願います。

議案第５２号は、平山孝夫氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

４１ページをお開き願います。

議案第５３号は、小林慎太郎氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

４３ページをお開き願います。

議案第５４号は、沢畠均氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

４５ページをお開き願います。

議案第５５号は、荻津知氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、１９件についてご提案を申し上げました。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第３７号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３７号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第３８号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３８号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第３９号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３９号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４０号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４０号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４１号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４２号の常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４２号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４３号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４４号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４４号については原案同意することに

決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４５号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４５号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４６号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４７号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４７号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４８号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４８号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第４９号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４９号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第50号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第51号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案に同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第52号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第53号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については原案同意することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第５５号常陸太田市農業委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第５５号については原案同意することに決しました。

日程第６ 議員提案第２号

○川又照雄議長 次、日程第６，議員提案第２号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。６番深谷渉議員。

〔６番 深谷渉議員 登壇〕

○６番（深谷渉議員） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議員提案第２号について、お手元に配付してございます文書に基づきまして、ご提案申し上げます。

議員提案第２号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてでございます。

常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和４年３月２２日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく茅根猛、同じく高木将、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉、同じく藤田謙二、同じく諏訪一則、同じく菊池勝美。

提案理由でございますが、常陸太田市議会議員の定数を改正するため、本条例の一部改正を行うものであります。

次のページに参りまして、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中、１８人を１７人に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

次のページに参りまして、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の新旧対照表でございます。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。１８番宇野隆子議員。

〔１８番 宇野隆子議員 登壇〕

○１８番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議員提案第２号常陸太田市議会議員定数を定める条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

議員提案第２号は、議員定数を現行の１８から１減とする条例の一部改正です。

附則として、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとあります。短期間で定数削減を決定し、７月３日告示の一般選挙から施行されるということになります。なぜこのような早いスピードで決めなければならないのか。全くもって疑問であり、問題です。

地方議会は、住民に最も身近な代表機関として、住民の多様な声を自治体に反映するとともに、大きな執行権を持つ市長の行政運営を住民の立場から監視し、市長の独断を防ぐ役割があります。

また、定数の削減は、少数意見の排除や行政のチェック機能の弱体化、さらには、一番の主役である住民を自治体から遠ざけることにもなります。

議員定数特別委員会の調査結果によりますと、審議の過程で、現状維持の意見として出された、県内一広い面積を有し、定数削減は市民の意見が反映されにくくなる。全国の類似団体等の状況を見ても、現時点では定数を削減しなければならない状況にはない。定数条例を改正した場合、選挙までの期間が短いのではないかなど、これらの意見がどうして認められなかったのか、残念です。

議会は、本来、多様な市民の声を最大限に反映させる場です。本市にふさわしい定数にしていけることが望まれます。

昨年１２月定例会で提案された議員定数検討特別委員会の設置について、反対の立場で討論を行いました。そのときにも述べましたが、議員の定数削減は、議会制民主主義の根幹に触れる重要な問題です。これ以上の定数削減は、民意を反映する議会の役割を否定するもので、決して認められません。

最後に、議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○川又照雄議長 以上で討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

議員提案第２号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議員提案第２号については原案可決することに決しました。

日程第７ 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

○川又照雄議長 次、日程第7、所管事務調査及び閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてありますとおり、総務委員会、文教民生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申出がありました。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

各委員会の申出のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申出のとおり決しました。

○川又照雄議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 令和4年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和4年度各会計の当初予算をはじめ、条例の制定、条例の一部改正、人事案件など、追加議案を含め53件につきましてご審議をいただきました。全ての案件につきまして、原案のとおり可決、同意を賜り、誠にありがとうございました。特に、当初予算につきましては、市長就任後、初めての予算編成ということもあり、多少心配もございましたけれども、多くの議員の皆様にご賛同をいただき、心より深く感謝を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を真摯に受け止め、適切な執行に努めてまいります。

4月からは、先ほどご承認をいただきました新任の副市長を迎え、新しい流れの中で、活力ある市政運営に努めてまいります。

この際、あらかじめご了承を賜りたいことがございます。

現在、国会におきまして、「地方税法」の改正法案が審議中でございます。法改正がなされた際には、市税条例の改正が必要となりますが、議会を招集する時間的余裕がないと見込まれますことから、専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご承認をお願い申し上げます。

さて、3月19日に、郡戸小、久米小、金砂郷小学校におきまして、閉校式が行われました。また、25日には、佐竹小、幸久小、西小沢小学校におきまして、閉校式が行われます。子どもたちや卒業生、地域の皆様にとりまして、学校の閉校は何事にも代え難い寂しさがございますが、新たにスタートいたします峰山小学校、金砂郷小学校の学びが、子どもたちにとりまして、より充実した学校生活となりますよう、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの成長を支えてまいりたいと考えております。

また、昨年6月に「育児・介護休業法」が改正され、本年4月から、男性職員の出生時育児休

暇の取得等が可能となります。今議会におきましても、育児休業等に関する条例の一部改正についてご議決をいただきました。家族で産み育てる環境づくりが進み、男性の育児参加や女性の活躍促進などの効果が期待されるところでございます。

さらに、こども家庭庁設置法案が閣議決定され、来年４月に、こども家庭庁が発足をいたします。これまでの省庁の縦割りを解消し、子どもや子育てに係る諸問題を一元的に取り扱うこととなります。

当市におきましても、子どもが自立した個人として健やかに成長できる社会の実現に向け、引き続き、国や県と情報の共有化を図りながら、子どもたちの育成支援に取り組んでまいります。

時節柄、議員の皆様には、新年度に向かいまして何かとお忙しい時期とは存じますが、健康には十分にご留意され、引き続き、市政の進展と円滑な運営のため、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○川又照雄議長 今期定例会は、３月３日から本日まで２０日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝を申し上げます。

以上をもって、令和４年第２回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前１１時４８分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員